

会議室ご利用のしおり

財団法人 全国町村議員会館 管理部

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地

TEL:03-3264-8185 FAX:03-3264-6204

会議室のご利用について

当会館の会議室をご利用を頂き、誠に有難うございます。

会議室ご利用の申込み、並びにご使用に当たりましては、下記にご留意下さいますようお願いいたします。

1. 使用時間について

- (1) 会議室の使用時間は午前9時～午後9時までとなっております。
- (2) 年末年始（12月28日～1月4日）は休館いたします。

2. 会議室利用の申込みについて

- (1) お申込みの際は、所定の申込書に必要事項を記入の上、お申込み下さい。
なお、電話によるお申込みの場合は、お申込み後10日以内に来館し、所定の手続きをお取り下さい。
- (2) お申込み後10日以内に諸手続きをお取りにならない場合は、キャンセルとさせていただきます。

3. 会議室の使用上の注意について

- (1) 会議室ご使用の上で付属設備その他利用上不明な点は、管理部にお問合せ下さい。
- (2) 会議室で、ご使用のため器具等を持込む場合は、事前に会議室責任者の承認を得て下さい。
- (3) ご使用者が会議室及び当会館の建築付帯設備又は備品等

を汚損、毀損、紛失した場合は損害を弁償して頂きます。

- (4) 会議室ご利用中途における設営替えについては、事前にご相談下さい。（大幅な設営替えなどお受けできない場合もあります。）

4. 使用時間の延長について

所定の時間には準備、後始末等の時間を含みます。

ご使用時間の延長は、会議室責任者が認めた場合に限りま
すので、早めに会議室受付係までご連絡下さい。なお、その際
は所定の料金を別途申し受けます。

5. 使用料の請求について

使用料については、利用後に請求書をもちましてご請求致
します。なお、支払いは、原則、銀行振込となりますが、当日現
金での精算もお受けいたします。現金での精算を希望される
場合はあらかじめお申し出下さい。

※ 銀行の振込送金手数料はお客様負担とさせていただきます。

6. 予約の取消料、又は変更について

- (1) ご予約を取消された場合は、次の料金（消費税を含む。）
を申し受けます。

○ ご使用日の 60～31 日前までの場合

会議室使用料の 10%

- ご使用日の 30～21 日前までの場合

会議室使用料の 30%

- ご使用日の 20～11 日前までの場合

会議室使用料の 40%

- ご使用日の 10～4 日前までの場合

会議室使用料の 50%

- ご使用日の 3 日前～当日の場合

会議室使用料の 100%

- (2) ご予約日を変更される場合は、ご利用日の同月内に空室がある場合に限り変更できます。その他については、**6.**(1) に定める取消料を頂きます。

7. 禁止事項

- (1) 使用权の転貸、譲渡
- (2) 申込み時の使用目的以外の使用
- (3) 館内における寄附行為、物品販売（正規の許可を得たものは除く。）、飲食物の持込み
- (4) 発火物、爆発物、危険物の持込み
- (5) 旗幟の持込み、鉢巻き等示威行動
- (6) 会議室内外の壁等へのはり紙

8. 使用のお断りについて

- (1) **7.**の各号の禁止事項を行ったとき。

- (2) 使用時間を会議室責任者の承諾なしに超過したとき。
- (3) 室内が他に迷惑を及ぼすような喧騒状態になったとき、
又はその危険があるとき。
- (4) その他使用者において公序良俗に反する行為があると認めた場合。

以上の事項が発生したときはご使用をお断りいたします。
この場合中止によって生ずる損害については賠償の責めを負いません。

9. 留意事項

- (1) 不測の事故、災害等不可抗力により会議室の使用が不能となった場合、そのために生じた損害賠償の責めは負いません。
- (2) 消火設備の位置、避難誘導などは、事前に確認し、安全確保に努めて下さい。
- (3) 本会館は全館禁煙となっております。
- (4) 会議室内外における盗難などの事故が発生した場合、本会館は責任を負いませんので、使用者側で十分注意頂き防犯にご協力願います。

10. 受付時間

平日：午前9時～12時・午後1時～5時

11. その他

本会館4階の会議室受付係までご遠慮なくお申し出下さい。